

【令和2年第6回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和2年12月11日 総務委員長 河野 ゆかり

- 「議案第154号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について」
 - 《審査結果》
全会一致原案可決

- 「議案第155号 川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例の制定について」
 - 《審査結果》
全会一致原案可決

- 「議案第168号 当せん金付証票発売の限度額について」
 - 《主な質疑・答弁等》
 - * 宝くじの売上げが減少し続けていることへの考えについて
全国的なアンケート調査の結果から、特に若者において宝くじ離れの傾向が見られていることを把握している。ギャンブルのイメージの払拭やインターネット上での購入が増えていることへの対応を行うとともに、売上げが社会貢献につながっている点を十分に周知していきたいと考えている。
 - * 売上げが社会貢献活動に使われていることの周知について
本市では、毎年発行している市民向けの冊子「財政読本」の誌面で周知を行うとともに、市ホームページにも掲載しているところである。また、本年12月10日には市役所第3庁舎において年末ジャンボ宝くじのキャンペーン実施を予定しており、売上げが小児医療費の助成や公園整備のための費用等、社会貢献のために使われていることを十分に広報していきたいと考えている。
 - 《意見》
 - * コロナ禍における広報の実施には難しい点があることは承知しているが、宝くじの売上げが社会貢献に役立っている旨の周知は重要であるため、引き続き適切な広報を行い、売上げの回復に努めてほしい。
 - 《審査結果》
全会一致原案可決

- 「議案第171号 移動系防災行政無線設備等再整備工事請負契約の締結について」
 - 《審査結果》
全会一致原案可決

- 「議案第185号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について」
 - 《意見》
 - * 代表質問において行った「民間活力による市場への転換を行う時機にあるのではないか」との指摘に対して、「その可能性について検討する」との答弁がなされ

たところであるが、可能性を検討するにとどまらず、転換に向けた積極的な検討を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第186号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*生活文化会館裏手の駐車場について

生活文化会館の駐車場は会館利用者以外も利用可能なコインパーキングである。

*駐車場の利用しやすさの改善について

駐車場が利用しやすくなるよう、指定管理者と検討していきたい。

《意見》

*生活文化会館の駐車場は位置的にも利用しづらい上、付近に入庫しやすい別の大きい駐車場もあることから、十分に活用されていない状況であると考えている。利用料金収入の増につなげるためにも、利用者が利用しやすくなるための工夫を講じてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第204号 川崎市立労働会館の指定管理者の指定期間の変更について」

《主な質疑・答弁等》

*労働資料室を本市の公害克服の歴史を伝える施設として特化させることへの考えについて

労働会館・教育文化会館の再編整備に当たって、施設の規模、内容について検討していきたいと考えている。

《意見》

*専門家からも、労働資料室を公害克服の歴史を伝える施設として特化させることについて言及されているところである。労働会館は労働者の殿堂ともいべき施設であり、貴重な歴史資料を後世に適切に伝承していけるよう、施設の特化について検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第205号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*本補正予算におけるコロナ対策に係る市独自財源の支出額について

本補正予算においてはコロナ対策として事業費ベースで19億円余を計上しており、そのうち市負担の一般財源に係る部分は11億円余である。その内訳として1億円以上の補正額としているものを挙げると、川崎認定保育園援護事業費

が約1.6億円、健康福祉費職員給与費が約1.2億円、感染源対策事業費が約1.5億円、予防接種事業費が約2.4億円、熱中症対策機器設置事業費が約2.1億円である。

*** コロナ禍における医療機関への財政支援に係る市独自財源の支出について**

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）を財源として、本年5月の補正予算において6億円余、6月の補正予算（その2）において1.8億円余、計約2.4億円を計上していたが、県との協議の上、今般、本市の負担分が生じることとなったところである。この本市負担分については金額を精査の上、来年の予算議会において提出する補正予算案に計上したいと考えている。

*** 県から事業者に対する今般の時短営業要請に係る休業補償について**

本補正予算においては計上していない。なお、県からは、時短営業要請に応じた事業者に対して、1日当たり2万円の休業補償が交付される旨を聞いている。

*** 本補正予算における財政調整基金の充当額及び本年度決算に見込まれる基金の残額について**

本補正予算においては基金を約9億6,000万円活用しており、現時点での残高見込みは3.8億円余である。なお、令和元年度決算段階での基金残高は約60億円である。

*** 小規模事業者臨時交付金の未執行額について**

小規模事業者臨時交付金は約20億円を予算計上していたが、経済労働局からは現時点の執行見込額は約1.2億円であると聞いており、未執行額はその差引額である19億円弱である。

*** 地域交通臨時支援事業費7,600万円の算定内訳について**

算定の基となる各事業者のバス所有台数は、令和2年4月1日時点で、市バスが343台、臨港バスが274台、東急バスが197台、小田急バスが104台、コミュニティバスを運行する株式会社高橋商事が4台、合計922台である。本補正予算においては、今後の推移も見込んで950台、1台当たり8万円として計7,600万円を計上したところである。

*** 高齢者のインフルエンザ予防接種率について**

令和2年10月時点で、既に令和元年度の年間を通じた接種率である約40%に達しており、現状においては、新型コロナウイルス感染症との同時流行を避けることができるものと考えている。

*** 今後のワクチン不足の懸念に対する取組について**

財政局の立場からは、ワクチンの供給体制について答弁を行うことは難しいところである。

*** 予防接種実施者数が想定を超えた場合の予算措置について**

本補正予算においては接種率70%まで対応できる金額を計上したところであるが、接種率が70%を超過し、計上した以上の予算が必要となった場合には、不用額の流用等で適切に対応したいと考えている。

*** 感染源対策事業の制度設計について**

感染源対策事業費は本年第4回定例会の補正予算（その2）において、当面の

事業費として3か月分の金額を計上していたが、12月になり、年度末までの展望が一定程度見えてきたことから、残り9か月分の額を本補正予算に計上したところである。8月末時点において、治療費の公費負担については310件、PCR検査費用の公費負担については1万3,000件の実施であったところ、本補正予算が可決された場合、治療費については年間で800件、PCR検査については年間で8万件まで対応できることとなる。

《意見》

- * 小規模事業者臨時交付金事業において19億円弱の未執行額を生じたとのことであるが、この予算は中小企業者に対する支援として計上されたものであるため、未執行額を県から事業者に対する今般の時短営業要請に係る休業補償に充て、中小企業者へ還元してほしい。
- * 会派における試算では、他都市と比べて本市は減債基金の額に約400億円の余裕があると推計している。この400億円については、今まさに中小企業支援に投じるべきであると考え、取組を検討してほしい。
- * 本補正予算の事業内容については、医療機関及び中小企業の時短営業に対するコロナ対策支援が不十分であると考えており、これらについても補正予算を組んで対応すべきである。しかし、本補正予算で挙げられている事業についてはいずれも重要であることから、本議案には賛成の立場である。
- * 体育館等に冷風扇を配置する熱中症対策機器設置事業費の計上については、一時的な対策として理解するところであるが、本来は冷暖房設備が設置されるべきであると考え。さきの代表質問では冷風扇の耐用年数とされる10年が経過した際に冷暖房設備の導入等を検討する旨の答弁があったが、10年の経過を待たず、導入に向けた検討を引き続き行ってほしい。
- * 地域交通臨時支援事業費はコロナ対策として計上されたものであるが、コロナ禍におけるバスの減便が市民の足に大きな影響を与えていることについて、さきの代表質問において議論があったところである。現状、バス事業者が運行本数を増やすことが難しい社会・経済状況であることから、議論を1歩進め、まちづくり局が所管する地域公共交通活性化協議会等も活用し、バス事業者と意見交換をしながら、横浜市で実施されている生活交通バス路線維持制度のようなバス事業者に対する具体的な財政支援体制の構築を検討してほしい。
- * 高齢者のインフルエンザ予防接種について、想定以上の予防接種率となる場合も考えられるため、必要に応じて県と協議を行うなどした上で、十分な財源を確保してほしい。
- * 今後の感染源対策事業の実施状況について、適切な報告体制を検討の上、適時適切に議会宛てに報告してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決